

# 第二期品川区 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度  
(2020年度～2024年度) 概要版



しながわ観光大使

**cinnamoroll**

令和2年4月



## 第二期品川区子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

品川区は、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行にあたり、「第一期品川区子ども・子育て支援事業計画」（計画期間 平成27～31年度）を策定し、保育・教育・子育て支援に関する整備を実施したところです。今回、第一期計画が終了することから、令和2年度から6年度までの5年間について、新たな「第二期品川区子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

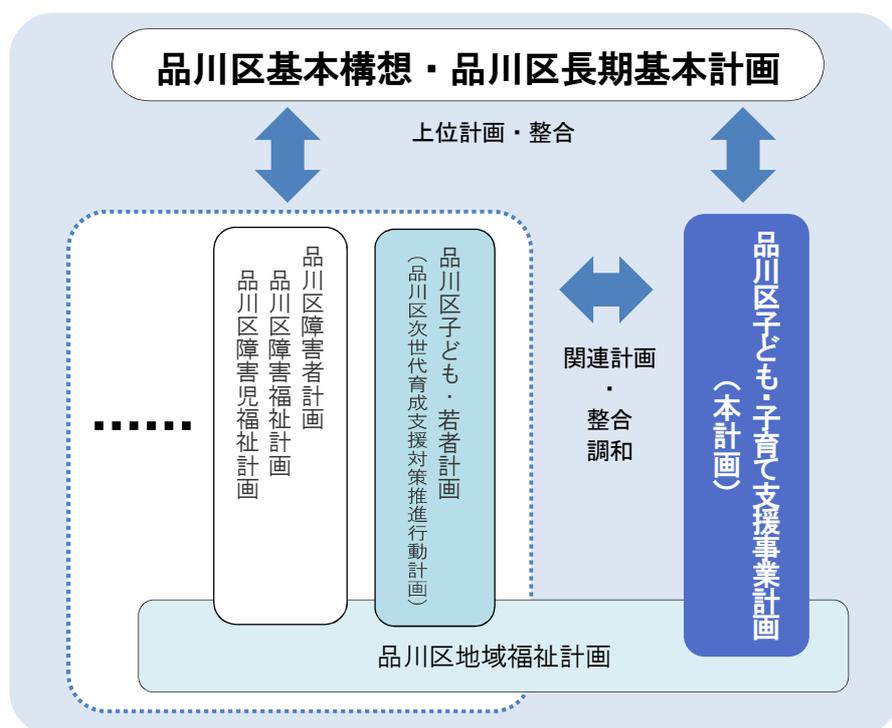
品川区は、新しい長期基本計画のもと、誰もが安心して子どもを生み、楽しく子育てが出来るまちをめざし、地域とともに、「子どもの笑顔があふれるまちの実現」に向け、未来を担う子どもたちの育成支援をより一層充実してまいります。引き続き、皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和2年4月 品川区長 濱野 健

### 計画の位置づけと性格

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条による子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域や、量の見込みと確保策を定めるものです。

また、本計画は、「品川区基本構想・品川区長期基本計画」の部門別計画であり、関連する品川区障害者計画などの諸計画と整合性を図って策定しました。



### 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を一期として策定しています。なお、年度ごとに点検・評価をし、計画の中間年度（令和4年度）や必要に応じ、適宜見直しを行います。

## 計画の基本的な考え方

### 基本理念

## 子どもの笑顔があふれるまちの実現

しながわネウボラネットワークをはじめとした支援体制の確立や、誰もが安心して子どもを産み、楽しく子育てができるまちをめざし、地域ぐるみで子どもを見守り育てる、誰もが子どもにやさしく、子どもたちの笑顔があふれるまちの実現に取り組みます。

### ① 子育て・親育ちを支援する

しながわネウボラネットワークなどの妊娠期から子育て期の段階に応じた相談や各種の子育て支援により、親育ちをサポートし子育ての悩みや不安の軽減を図ります。

保育園・幼稚園に置いて子どもを産み育てることの尊さや喜びを体験できる機会の充実を図り、各種訪問事業などを推進するほか、子育て段階に応じた幅広い活動を支援します。

### ② 子育て力のある地域社会をつくる

子育て家庭への支援や相談を行うほか、ボランティアの育成、青少年対策地区委員会と青少年委員等との連携など地域ぐるみで子育て力の向上を推進します。子育てに悩む親の孤立化を防ぐために、地域全体で見守る子育て支援や助け合い活動を支援し、児童相談所および子ども家庭支援センターの機能を最大限に発揮し、児童虐待防止への基盤を強固にします。

### ③ 子育て支援・教育機能を拡充・強化する

子育て家庭全体を支援するため、多様な保育サービスを展開するとともに、医療費の助成など、子育て家庭の経済的負担の軽減を進めます。特別支援保育・教育の充実に取り組むとともに、質の高い乳幼児教育、保幼小連携教育を行うための環境整備の充実や、保育人材の確保・育成、安全・安心な運営のための環境整備を推進します。人口推計や社会的背景、地域の実情を踏まえ、子ども・子育て環境のより一層の充実を図ります。

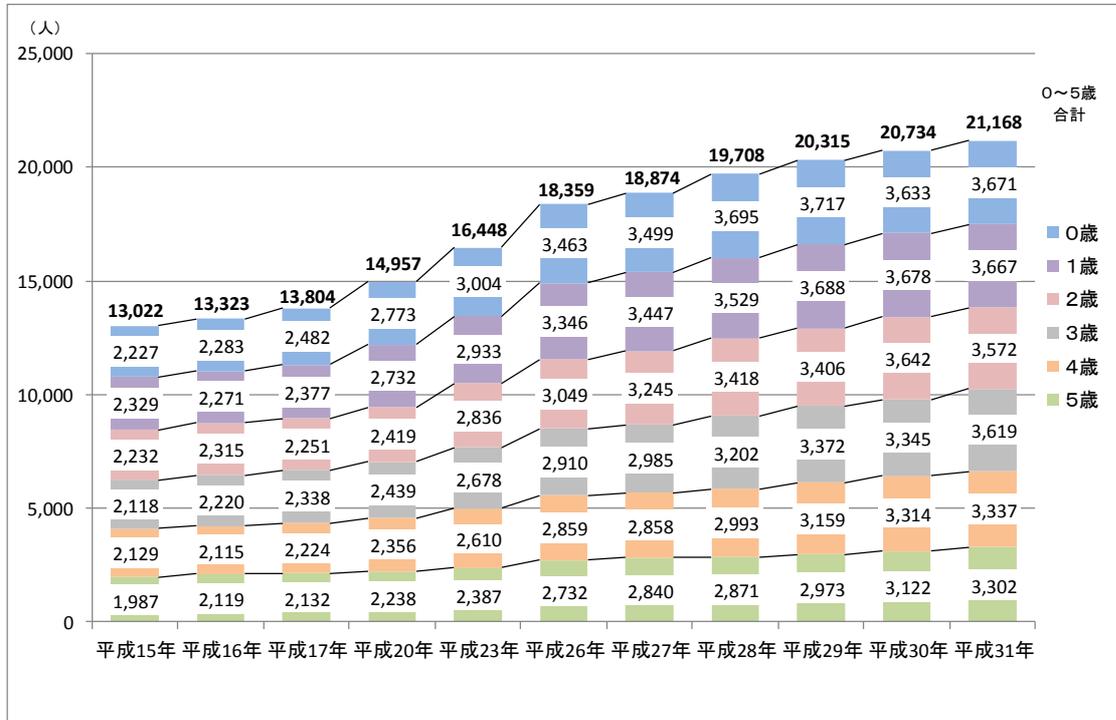
上記内容を踏まえ、品川区のこれまでの先駆的に取り組んできた子育て事業や子育て環境のより一層の充実に向けて、「品川区子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を

## 「子どもの笑顔があふれるまちの実現」

と設定します。

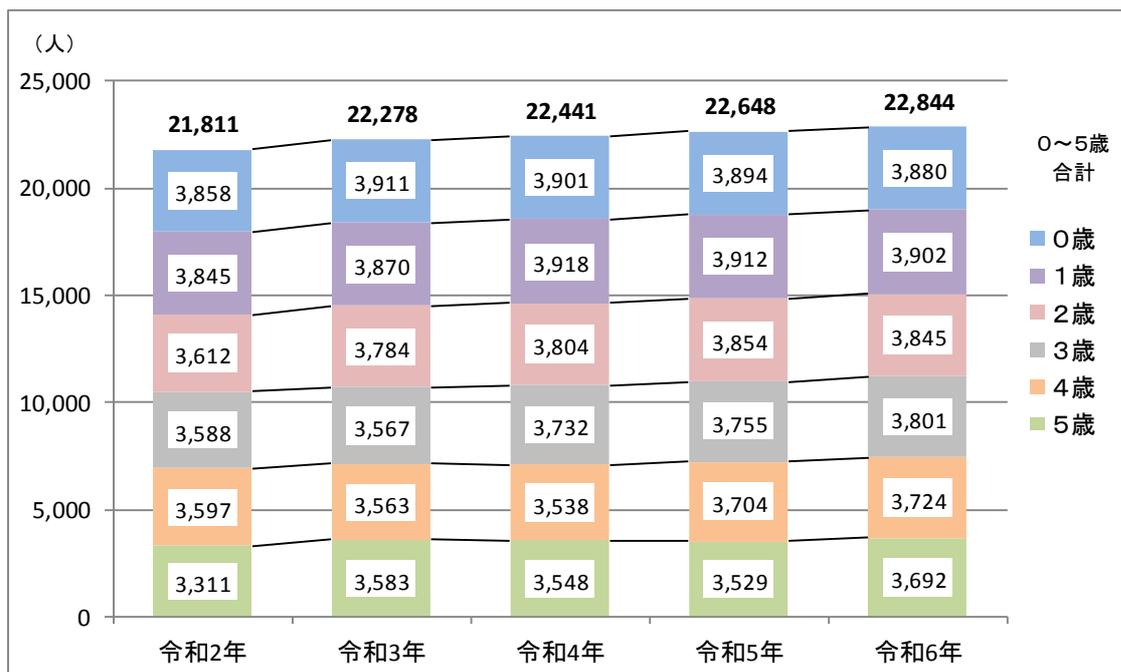
# 人口の現状

**就学前人口の年齢別推移（資料：品川区住民基本台帳より作成 各年4月1日の人口）**  
 区の就学前人口は年々増加しています。



※平成25年から外国人を含む

**就学前人口の年齢別推計（資料：品川区住民基本台帳、品川区将来人口推計より作成）**  
 就学前人口は、増加傾向が計画期間中も続くと見込まれます。



## 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域について品川区全域を6地区（①品川地区、②東大井・八潮地区、③大崎地区、④大井地区、⑤五反田地区、⑥荏原地区）に分け、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

区に居住する子どもの「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業などの利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定します。

認定区分	子の年齢	保育の必要性
1号（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）	3～5歳	幼児期の学校教育
2号（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）	3～5歳	保育の必要あり
3号（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）	0～2歳	保育の必要あり

各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策 (人)

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(3～5歳児・教育標準時間認定) 1号認定	量の見込み①	3,508	3,580	3,613	3,666	3,734
	確保方策 計②	4,017	4,018	4,018	4,018	4,018
	(内訳)					
	教育・保育施設	728	729	729	729	729
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	3,289	3,289	3,289	3,289	3,289
	② - ①	509	438	405	352	284
(3～5歳児・保育認定) 2号認定	量の見込み①	6,741	6,966	7,061	7,231	7,398
	確保方策 計②	6,749	7,120	7,255	7,390	7,480
	(内訳)					
	教育・保育施設	6,608	6,979	7,114	7,249	7,339
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	141	141	141	141	141
	② - ①	8	154	194	159	82
(0～2歳児・保育認定) 3号認定	量の見込み①	5,962	6,248	6,249	6,307	6,194
	確保方策 計②	5,983	6,316	6,421	6,526	6,596
	(内訳)					
	教育・保育施設	4,709	5,072	5,177	5,282	5,352
	地域型保育事業	275	275	275	275	275
	その他	999	969	969	969	969
	② - ①	21	68	172	219	402

- ・教育・保育施設： 保育園、幼稚園、認定こども園
- ・地域型保育事業： 家庭の保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
- ・その他： 東京都認証保育所、私立幼稚園(私学助成)、企業主導型保育、就学前乳幼児教育施設(幼児教育部門)

## 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

### (1)利用者支援に関する事業（利用者支援）

子ども・子育て支援に関わる情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業です。

単位：件

確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間相談件数	403	411	414	418	422

### (2)時間外保育事業（延長保育事業）

在園している保育園にて、基本開園時間を超えて保育が必要な世帯に対して、保育時間を延長して保育を実施する事業です。

単位：人

確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者数	7,265	7,661	7,758	7,856	7,905

### (3)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により日中家庭にいない世帯の児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。なお、本区では、平成13年度に「すまいるスクール」を開設し、平成16年度から国に先駆けて「放課後子ども総合プラン」として放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施しています。

単位：人

確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	10,939	11,293	11,778	12,135	12,348

### (4)子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業／夜間養護等（トワイライトステイ）事業）

保護者の疾病や仕事などにより、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

単位：人

確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者数	140	146	151	156	161

### (5)乳児家庭全戸訪問事業

乳児期早期は育児不安を強く感じる母親が多いため、保健センターなどによる家庭訪問を実施する事業です。

単位：件

確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間訪問件数	3,279	3,363	3,355	3,388	3,376

### (6)養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

単位：件

確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間支援件数	50	50	50	50	50

### (7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを実施する事業です。

単位：人日

確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1月あたり利用者数	27,483	28,060	28,256	28,510	28,767

### (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

単位：人日

	確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園型 (1号若しくは 新1号認定)	年間利用者数	25,127	25,655	25,910	26,324	26,876
幼稚園型 (新2号認定)	年間利用者数	98,843	100,919	101,929	103,559	105,733
幼稚園型以外	年間利用者数	24,554	25,960	27,453	31,168	32,984

### (9) 病児保育事業（病児保育・病後児保育）

子どもが発熱などで急に病気になり集団保育が困難で、保護者が家庭で保育ができない場合、医療機関および保育所に併設された専用スペースにおいて看護師などが一時的に保育する事業です。

単位：人日

確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者数	12,320	12,600	12,600	13,560	13,560

### (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かりなどの援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

単位：人日

確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間活動件数	8,434	8,602	8,774	8,949	9,127

### (11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

単位：枚数

確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間受診票件数	43,728	44,340	44,207	44,119	43,942

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

区立幼稚園在園児の中で生活保護世帯の保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または幼稚園の遠足に要する費用等について、国・都・区が補足給付を実施し、保護者の負担軽減を図るものです。

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力を活用していきます。

# 計画の推進

## 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、区内関係機関と連携して横断的に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、区民と連携して、多くの方の意見を取り入れ、施策を展開していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組めます。

## 2 進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）とともに計画全体の成果（アウトカム）の点検・評価が重要です。子ども・子育ての推進は、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、品川区子ども・子育て会議の審議において、各年度で利用者の視点に立ち、区民や各子ども・子育て支援事業者の意見を踏まえ、計画の指標を点検・評価して施策の改善につなげます。

### 第二期品川区 子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和2年度～令和6年度  
(2020年度～2024年度)

令和2年4月発行  
品川区 子ども未来部 保育課  
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所  
電話:03-5742-6724 / FAX:03-5742-6350

©2001, 2020 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. G604470